

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和3年度（2021年度）運用状況報告書

熊 本 市

目 次

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開窓口	3

II 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況	4
2 実施機関別の処理状況	5
3 不開示理由の適用状況	6
4 審査請求の処理状況	6
5 答申一覧	7

III 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義	8
2 個人情報保護制度の概要	8

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況	11
2 実施機関別の処理状況	12
3 不開示理由の適用状況	13
4 審査請求の処理状況	13
5 答申一覧	14
6 訂正請求の状況	14
7 利用停止請求の状況	14

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要	15
2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	16

〔資 料〕

熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申	1
---------------------	---

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度です。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成１１年１０月１日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成１９年４月１日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成１４年４月１日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成１０年４月１日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成１４年４月１日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成１９年４月１日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求をしようとするものは、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（平成28年4月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、開示することができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの

ウ 法人等に関する情報

開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないと約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が合理的であると認められるもの

エ 公共安全等に関する情報

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、開示することにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 国等に関する情報

国等との協議等に基づく情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 存否不回答

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聞くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の充実

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するように努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として、市庁舎3階に「情報公開窓口」を設置しています。

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成10年度から令和3年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

年度	開示 請求 件数	処理状況									
		開示 決定	部分 開示	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
				不開示	存否不 回答	不存在	その他	小計			
10	21	4	16	1	0	5	5	11	31	0	0
11	64	14	45	2	0	4	0	6	65	0	0
12	96	67	18	0	0	17	2	19	104	2	0
13	486	231	86	0	0	246	0	246	563	8	2
14	346	185	75	0	0	172	2	174	434	3	1
15	572	225	150	15	1	214	4	234	609	5	0
16	489	234	112	11	8	142	0	161	507	11	0
17	536	189	132	12	0	146	6	164	485	68	2
18	344	120	105	17	0	122	2	141	366	15	4
19	504	314	80	8	0	177	2	187	581	6	0
20	416	262	93	8	0	63	4	75	430	13	1
21	517	364	102	14	1	70	1	86	552	9	14
22	633	445	147	18	0	96	12	126	718	15	2
23	787	629	114	16	0	72	0	88	831	6	0
24	868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0
25	974	681	237	18	0	105	1	124	1,042	6	0
26	1,219	822	345	15	1	78	6	100	1,267	13	0
27	1,301	800	459	16	2	61	2	81	1,340	13	0
28	1,043	597	391	9	0	70	1	80	1,068	15	0
29	1,494	739	668	13	2	123	1	139	1,546	16	24
30	1,282	751	518	22	3	56	0	81	1,350	18	3
1	1,455	807	645	18	6	63	1	88	1,540	19	0
2	1,319	721	584	5	12	48	0	65	1,370	27	0
3	1,708	1,007	754	14	6	61	1	82	1,843	30	0

[備考]

- (1) 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- (2) 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- (3) 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- (4) その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- (5) 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

2 実施機関別の処理状況

令和３年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和３年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が１，４２１件で最も多く、うち都市建設局が９０１件、次いで健康福祉局が１３３件となっています。

令和３年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関		開示 請求 件数	処 理 状 況									
			開示 決定	部分開 示決定	請求拒否決定					合計	取下 げ	却 下
					不開示	存否不 回答	不存在	その他	小計			
市 長	政 策 局	9	4	3	3	0	2	0	5	12	0	0
	総 務 局	40	21	10	4	0	1	1	6	37	4	0
	財 政 局	4	3	1	0	0	1	0	1	5	0	0
	文化市民局	66	50	19	1	0	6	0	7	76	0	0
	健康福祉局	133	103	23	2	1	14	0	17	143	5	0
	環 境 局	32	17	14	0	0	0	0	0	31	1	0
	経済観光局	31	11	13	0	4	4	0	8	32	0	0
	農 水 局	32	16	13	0	0	0	0	0	29	3	0
	都市建設局	901	403	578	1	1	19	0	21	1,002	9	0
	都 市 政 策 研 究 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区役所	24	24	0	0	0	0	0	0	24	0	0
	東 区 役 所	41	37	5	0	0	1	0	1	43	0	0
	西 区 役 所	37	32	6	2	0	5	0	7	45	0	0
	南 区 役 所	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0
	北 区 役 所	37	35	2	0	0	0	0	0	37	1	0
	会 計 総 室	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	小 計	1,421	789	688	13	6	53	1	73	1,550	23	0
教 育 委 員 会		45	36	7	1	0	2	0	3	46	3	0
選挙管理委員会		2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0
人 事 委 員 会		3	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審 査 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管 公 理 営 者 企 業	交 通 局	7	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0
	上下水道局	213	161	51	0	0	4	0	4	216	3	0
	病 院 局	7	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0
消防長	消 防 局	9	5	5	0	0	2	0	2	12	0	0
議 会		1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
合 計		1,708	1,007	754	14	6	61	1	82	1,843	30	0

3 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

＜不開示理由別内訳＞

不開示理由（条例第7条）	3年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	0
第2号 個人に関する情報	606
第3号 法人等に関する情報	364
第4号 公共の安全等に関する情報	10
第5号 審議、検討等に関する情報	15
第6号 事務事業に関する情報	36
第7号 国等に関する情報	3
その他（条例の適用除外など）	0
合 計	1,034

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審 議 中	裁決	取下げ
令和元年度	2	1	1	0	1	0
令和2年度	4	2	1	0	2	0
令和3年度	10	9	0	0	0	0

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和4年4月1日現在）を示したものである。

なお、審査請求件数と処理状況の件数が一致しないのは、審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したため。

5 答申一覧

令和3年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和3年度 答申第3号	R3.10.1	熊本市都市建設局（本局及び出先機関）所管の 令和元年度建設工事に伴う業務委託成績評定結 果（項目別評定点）（2019年4月～2020年3月 検査分）の文書等開示（一部請求拒否）決定	熊本市長 （都市建設局 都市政策部 交通政策課）

Ⅲ 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

熊本市では、昭和61年1月に「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算組織により処理される個人情報の保護を図ってきました。しかし、市民のプライバシーに関する認識の高まりや高度情報化社会の急速な進展に伴い、「手作業処理される個人情報」や「民間業者が保有する個人情報」についても、保護措置を講ずることが求められるようになってきました。このため、平成11年11月に熊本市個人情報保護制度検討委員会が設置され、平成12年11月の答申を経て、平成13年9月21日に「熊本市個人情報保護条例」を公布、平成14年4月1日から施行されました。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障しているものです。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うルール

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年法律第27号）以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報に係る取り扱いを保護するため、平成27年10月に熊本市個人情報保護条例を改正しました。

ア 収集の制限

- (ア) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。
- (イ) 適法かつ公正な手段で収集する。
- (ウ) 原則として本人から収集する。
- (エ) 思想、信条等に関する個人情報は、原則として収集しない。

イ 利用及び提供の制限

- (ア) 目的外利用の制限
- (イ) 外部提供の制限

ウ 特定個人情報の利用の制限

- (ア) 特定個人情報を取り扱う事務の範囲を超えた利用の制限
- (イ) 番号法に規定されたもの以外への提供の制限

エ 電子計算機結合による提供の制限

- (ア) 通信回線の結合による提供の制限（相手方が随時入手できる状態にするものに限定して制限）

オ 適正管理

- (イ) 正確、最新の状態を確保
(ロ) 漏えい、滅失、改ざん等の防止と責任体制の明確化
(ハ) 不必要なものの廃棄、消去

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

自己情報の開示請求権の保障

イ 訂正請求

自己情報の訂正請求権の保障

ウ 是正の申出

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

※ 利用停止請求（平成16年4月1日から条例改正・施行）

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

エ 苦情の処理

実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

オ 苦情相談の処理

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求をしようとする者は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

個人番号を含む特定個人情報の開示請求については、本人のほか、法定代理人及び任意代理人による請求ができます。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内（平成28年1月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内（訂正請求及び利用停止請求は30日以内）に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日（訂正請求及び利用停止請求は60日）を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 罰則

国において職員や受託事務従事者等に対して罰則規定を設けられたことに伴い、本市においても次のような罰則規定を設け、平成16年4月1日から施行しています。

ア 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

イ 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む）が、個人情報をその業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ 職員が職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に係る個人情報を収集した場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

エ 不正な手段により個人情報の開示請求をした場合5万円以下の過料

(6) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(7) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

Ⅳ 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成14年度から令和3年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

	開示 請求 件数	処 理 状 況						
		開示 決定	一部 開示 決定	不開示	不存在	存否 不回答	取下げ	却下
14年度	17	4	0	1	12	0	1	0
15年度	51	20	10	0	18	0	3	0
16年度	52	28	10	0	17	0	0	0
17年度	94	40	14	2	33	0	4	2
18年度	66	34	10	1	21	0	0	1
19年度	79	45	9	0	27	0	0	0
20年度	86	44	29	0	13	0	0	0
21年度	75	35	19	1	22	0	1	0
22年度	105	48	38	1	24	0	0	0
23年度	80	37	32	0	13	0	0	0
24年度	63	33	21	2	11	0	0	0
25年度	93	38	36	5	27	0	0	0
26年度	94	52	30	3	14	1	2	0
27年度	100	57	31	2	25	0	0	0
28年度	85	45	24	3	22	0	0	0
29年度	107	64	38	4	23	1	0	0
30年度	133	70	48	1	28	0	5	0
1年度	101	52	45	4	18	0	1	0
2年度	146	60	62	8	35	1	3	2
3年度	154	121	30	9	31	1	1	0

〔備考〕

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

2 実施機関別の処理状況

令和３年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和３年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が９１件で最も多く、うち健康福祉局が４７件、次いで文化市民局が２２件となっています。

令和３年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関		開 示 求 件 数	処 理 状 況							
			開 示 決 定	一部開 示決定	不開示	不存在	存否不 回答	合 計	取下げ	却下
市長	政 策 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総 務 局	1	1	0	0	1	0	2	0	0
	財 政 局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	文 化 市 民 局	22	15	9	2	5	0	31	0	0
	健 康 福 祉 局	47	38	8	7	17	0	70	0	0
	環 境 局	3	2	0	0	1	0	3	0	0
	経 済 観 光 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 水 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 建 設 局	7	4	3	0	1	0	8	0	0
	都 市 政 策 研 究 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 央 区 役 所	3	1	2	0	1	0	4	1	0
	東 区 役 所	3	1	2	0	1	1	5	0	0
	西 区 役 所	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	南 区 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北 区 役 所	3	1	1	0	1	0	3	0	0
	会 計 総 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	91	63	27	9	28	1	128	1	0
教 育 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	交 通 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上 下 水 道 局	9	9	0	0	0	0	9	0	0
	病 院 局	49	46	1	0	3	0	50	0	0
消 防 長	消 防 局	5	3	2	0	0	0	5	0	0
議 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		154	121	30	9	31	1	192	1	0

3 不開示理由の適用状況

熊本市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

＜不開示理由別内訳＞

不開示理由（条例第15条）	3年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	2
第2号 評価・診断情報	12
第3号 行政運営情報	7
第4号 公共の安全及び秩序の維持情報	3
第5号 国等協力関係情報	3
第6号 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報	29
第7号 未成年者情報	1
合 計	57

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審 議 中	裁 決	取 下 げ
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	7	5	1	0	1	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和4年4月1日現在）を示したものである。

なお、審査請求件数と処理状況の件数が一致しないのは、審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したため。

5 答申一覧

令和3年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和3年度 答申第1号	R3.5.7	熊本市立学校への防犯カメラの設置に伴う、 個人情報の本人以外からの収集について	熊本市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課)
令和3年度 答申第2号	R3.10.1	花畑広場への防犯カメラの設置に伴う、個人 情報の本人以外からの収集について	熊本市長 (都市建設局 都市政策部 市街地整備課)
令和3年度 答申第4号	R3.11.12	予防接種に関する事務に係る特定個人情報 保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (健康福祉局 保健衛生部 感染症対策課)
令和3年度 答申第5号	R4.1.7	水前寺江津湖公園への防犯カメラの設置に 伴う、個人情報の本人以外からの収集につい て	熊本市長 (都市建設局土木部 公園課全国都市 緑化フェア推進室)

6 訂正請求の状況

令和3年度における自己に関する個人情報の訂正請求は、ありません。

7 利用停止請求の状況

令和3年度における個人情報の取扱いの違反に対する利用停止請求は、ありません。

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：令和3年4月27日～令和5年4月26日)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部長
会長職務代理者	河津 典和	弁護士
委 員	魚住 弘久	熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授
委 員	岩橋 浩文	熊本学園大学経済学部准教授
委 員	北野 誠	弁護士

(令和4年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

令和３年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計１６件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が１０件、個人情報保護制度に基づく諮問が６件（特定個人情報に関する１件を含む）でした。

令和３年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計１２回で、開催状況は、次のとおりです。

年 月 日	主 な 審 議 事 項
令和 ３ 年 ４ 月 １ ６ 日	令和２年度諮問第５号並びに令和３年度報告第１号及び令和３年度諮問第２号の審議
令和 ３ 年 ５ 月 ７ 日	令和２年度諮問第５号並びに令和３年度諮問第２号の審議
令和 ３ 年 ６ 月 １ １ 日	令和２年度諮問第５号、第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第１号の審議
令和 ３ 年 ７ 月 ２ 日	令和２年度諮問第５号、第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第１号の審議
令和 ３ 年 ８ 月 ６ 日	令和２年度諮問第５号、第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第１号の審議
令和 ３ 年 ９ 月 ３ 日	令和２年度諮問第５号、第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第１号及び第３号の審議
令和 ３ 年 １ ０ 月 １ 日	令和２年度諮問第５号、第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第１号及び第３号の審議
令和 ３ 年 １ １ 月 １ ２ 日	令和２年度諮問第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第１号の審議
令和 ３ 年 １ ２ 月 ３ 日	令和２年度諮問第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第１号及び第７号の審議
令和 ４ 年 １ 月 ７ 日	令和２年度諮問第６号及び第７号並びに令和３年度諮問第４号及び第７号の審議
令和 ４ 年 ２ 月 ４ 日	令和２年度諮問第６号並びに令和３年度報告第２号及び令和３年度諮問第４号の審議
令和 ４ 年 ３ 月 ４ 日	令和２年度諮問第６号並びに令和３年度諮問第４号及び第６号の審議

〔資 料〕

情 個 審 答 申 第 1 号
令和3年（2021年）5月7日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）4月13日付け教健発第27号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

熊本市立学校への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 教育委員会が策定している防犯カメラの運用基準（以下「運用基準」という。）の遵守について、市立学校への周知及び管理の徹底を行うこと。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲は、設置目的を達成するためのものに限り、近隣の家屋など目的以上のものが映り込まないように配慮すること。
- (3) 熊本市が既に市立学校に設置している防犯カメラで運用基準に含まれていないものは、運用基準の対象に含め適切に管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。

〔附帯意見〕

熊本市以外の者が市立学校に設置している防犯カメラについては、運用基準を踏まえた適切な管理が図れるよう必要な措置を講じること。

情 個 審 答 申 第 2 号
令和3年（2021年）10月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）7月29日付け市街発第147号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

花畑広場への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 花畑広場の管理を指定管理者に行わせる際の防犯カメラの管理運用責任者については、指定管理者となる企業等の実態に応じて、その企業等の代表者のみに限らず、当該代表者の命を受けた者など適切な管理運用ができる者を充てることを検討すること。
- (2) 指定管理者が画像を所掌事務の目的の範囲を超えて外部提供する際は、事前に熊本市と協議すること。
- (3) 防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。

情 個 審 答 申 第 3 号
令和3年（2021年）10月1日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）3月10日付け、都政発第577号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市都市建設局（本局及び出先機関）所管の令和元年度建設工事に伴う業務委託成績評定結果（項目別評定点）（2019年4月～2020年3月検査分）の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定については妥当である。しかしながら、その理由の提示は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第11条第2項に違反するものであることから、決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で開示請求を一部請求拒否する決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）5月25日、審査請求人が条例第10条第1項の規定に基づき、熊本市都市建設局（本局及び出先機関）所管の令和元年度建設工事に伴う業務委託成績評定結果（項目別評定点）（2019年4月～2020年3月検査分）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年6月9日、実施機関は文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 令和2年（2020年）6月25日、審査請求人は本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和2年（2020年）6月25日付け審査請求書及び同年9月23日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 国や他の政令市など公共調達を行う発注機関においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、成績評定要領等を定め、その成績評定結果を積極的に公表し、評定結果の高い企業や担当技術者の表彰などを行うとともに、それを指名業者の選定や施工技術評価の運用にも採用し、公共調達に参加する企業の施工技術の向上や公共調達の品質の確保等に取り組んでいる。また、成績評定結果などを活用した総合評価落札方式の普及促進など適切な入札（発注）方式の活用が進められている。成績評定結果を公表することによって、国民・住民の公共調達に対する信頼性と透明性、公平性などが担保され、品質の高い素晴らしい公共施設づくりが確保されるものと確信する。
- (2) 熊本市が請求拒否（不開示）を決定した委託名、委託金額、受託者等の各項目は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく国の指針において公表すべき項目とされており、請求拒否の対象となるような情報ではない。

- (3) 熊本市においても、工事については、平成12年度から成績評定要領を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に取り組んでおり、成績評定結果は、指名業者選定や総合評価落札方式における重要な指標の一つであり、委託業務においても公開されるべきものとする。
- (4) 熊本市の工事については、既に成績評定結果通知書及び項目別評定結果が公表されており、「被評定者である法人の社会的評価、社会的信用を不当に低下させるおそれがある」、「今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との指摘は、当たらないのではないかと考える。同じ公共事業の受注業者に対する行政の対応として矛盾しているものとする。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和2年(2020年)7月22日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求に係る業務委託成績評定結果は、統一的な基準やマニュアルに基づいて作成されたものではなく、本件開示請求に係る評定結果は客観的な情報とはいえない。このような情報を開示した場合、評価結果が客観的な情報として社会に認識され、被評定者である法人の社会的評価、社会的信用を不当に低下させるおそれがある。このことから、当該情報は条例第7条第3号に該当する。
- (2) 業務委託の成績評定結果は被評定者である法人に伝えていない情報でもあることから、これを第三者に開示することは、本市と被評定者である法人との信頼関係を損ない、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このことから、当該情報は条例第7条第6号にも該当する。
- (3) 上記のとおり、本件開示請求に係る情報は条例第7条第3号及び第6号に該当する不開示情報であるが、当該情報から被評定者を特定し得る部分を除くことにより、被評定者の社会的評価、社会的信用を不当に低下させるおそれなくなり、また本市と被評定者の信頼関係を損なうおそれもなくなる。そこで、本件においては、当該部分を除いた部分につき開示することとした。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、熊本市都市建設局(本局及び出先機関)所管の令和元年度建設工事に伴う業務委託成績評定結果(項目別評定点)(2019年4月～2020年3月検査分)のうち交通政策課が所管しているもの(以下「本件文書」という。)である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合

的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

本件文書は、実施機関が測量や設計などの公共工事に関する業務委託の完了に際して令和元年度に作成した3件の「業務委託成績評定書」であり、いずれにも「委託名」、「受託金額」、「委託期間」、「完成年月日」、「受託者」、「評価項目」、「評点」及び「主管課意見」等が記載されている。

実施機関は、本件処分において「委託名」、「受託金額」、「委託期間」、「完成年月日」及び「受託者」の各項目については、入札情報として既に熊本市がホームページで公開しているものの、それらを開示すると、その他の開示部分の情報が被評定者の情報として特定されてしまい、被評定者の社会的評価、社会的信用を不当に低下させるおそれがあり、また、熊本市と被評定者の信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、条例第7条第3号及び第6号該当性を主張する。そのため、条例第7条第3号及び第6号に基づき不開示とする本件処分の妥当性について以下検討する。

なお、実施機関においては、条例第7条第3号ア又はイのどちらに該当するかは主張していないが、実施機関の主張内容から同号イに該当しないことは明らかであるため、同号アの該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号ア該当性

条例第7条第3号アの規定は、法人等及び事業を営む個人の事業上の利益を保護するため、開示することにより、これらの者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報について、不開示情報にすることを定めたものである。

実施機関は、本件文書は熊本市全体として統一的な基準やマニュアルに基づいて作成されたものではなく専ら評定者の経験等に基づき作成されたものであり、そのような客観的な情報とは言い難い情報が開示されることにより、被評定者である法人の社会的評価、社会的信用を不当に低下させるおそれがあると主張する。

本件文書は、受託者が担った委託業務に関しその準備計画、成果物及び施工管理並びに受託者誠意度について熊本市が行った評定であり、各評価項目及びその細目について10段階による評点及びその合計点を記載したものである。このように本件文書には、業務委託の成果物の出来栄のみならず、業務を遂行するプロセスや受託者の誠意に対する評価も含まれていることから、本件文書が開示されてしまうと、一委託業務の評定結果が受託者の施行能力そのものであると捉えられ、これを知った取引先等から委託成績評定を理由に取引を断られるなど、法人等にとって不当な社会的評価につながるおそれがないとはいえない。

しかも、実施機関が主張するように、同じ公共工事に関する業務委託に係る成績評定書であっても、熊本市全ての部署において統一的な基準等に基づいて作成されたものではないため、仮に公共工事に関する別の業務委託と同一の水準で業務を完了したとしても、各所管課により評価が異なる可能性が生じる。さらに、本件文書は被評定者に通知されておらず、被評定者自身がその評定内容を確認する機会も、説明を受け評定に対する異議を申し出る機会も与えられていない。これらのことから、本件文書を作成するに当たっては、当該評定が適切であるかどうかを担保する手立てが講じられておらず、必ずしも被評定者の能力や成果物の品質に対する評価を正確に反映しているとは言えない。

このような性格を踏まえると、そのような事情を知らない第三者からは、本来の施工能力とは無関係に被評定者の社会的評価を誤らせることとなり、先述したおそれを看過することはできない。

確かに、審査請求人が主張するように、国や他の複数の地方公共団体においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づく国の指針を参考にしながら業務成績評定書の公表に取り組んでいることは事実である。しかしながら、同指針によると、業務成績評定が受注者の適正な選定の確保を図るためのものであることから、業務成績評定書の作成に当たっては、これを受託者へ通知するほか、あらかじめ業務成績評定書を作成するための要領や技術基準を定めこれを公表するなど、評定を適切に行うために必要な手立てを講じることもまた発注者に求められている。現在、熊本市においては業務成績評定をその後の受注者の選定に活用しているわけではないとのことであるが、それでも業務成績評定書の公表に当たっては、当該評定書が事業者の社会的評価、信用に関する情報であることも考慮すると、その内容に関し誤解を招くことのないよう配慮することが適切である。

そのことを踏まえ、本件文書について見れば、そのような統一的な基準等に基づく評定を行うなどの手立てが講じられていなかった事情もあり、これを開示することは被評定者の社会的評価を不当に低下させるおそれがあるものと言わざるを得ない。

以上のことを踏まえれば、本件文書の不開示部分は条例第7条第3号アに該当することから、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人が主張するように、不開示とされた情報は入札情報として既に熊本市がホームページで公開していることは確かであるが、本件文書に限って言えば、これを開示すると、その他の開示部分の情報が被評定者の情報として特定されてしまい、被評定者の社会的評価、信用を不当に低下させるおそれがあることから、当該主張により結論を異にするものではない。また、熊本市の工事については既に工事成績評定書が公表されており、同じ公共事業の中でも対応が矛盾するのではないかとの審査請求人の主張については、当該評定書の公表に際しては必要な手立てが講じられている点において事情が異なるため、当該主張についても結論に影響を与えない。

(2) 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号の規定は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。

実施機関は、本件文書は被評定者である法人に対しても伝えていないため、第三者に開示することで当該法人との信頼関係を損ない、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと主張している。

確かに、被評定者にも通知されていない評定結果が自らの知らないところで第三者に開示されてしまうと、被評定者の熊本市に対する信頼関係に多少は影響を与える可能性が想定されうる。しかしながら、そのことをもって、今後被評定者が熊本市の委託事業を受託しないなど、熊本市として契約相手方の候補者となるものが限られてしまうことは想定されず、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはまでは認められない。

したがって、本件文書の不開示部分は条例第7条第6号に該当しないものと認められる。

4 理由付記の妥当性

審査請求人において理由付記が不十分であるとの主張はされていないが、本件処分に係る理由付記の妥当性について以下検討する。

(1) 理由付記に関する定め

条例第11条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定（以下これらを「請求拒否の決定」という。）をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない。」と規定している。

その規定の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

要求される理由付記の程度であるが、東京都の公文書開示条例に関する平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）に示されているように、請求拒否の理由は、審査請求人にとって、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知しうる程度のものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該文書の種類、性質等とあいまって審査請求人がそれらを当然知りうるようなときは別として、条例の要求する理由付記としては十分ではないというべきである。

(2) 条例第11条第2項該当性

本件処分の理由付記には「熊本市情報公開条例第7条3号及び6号に該当」とその根拠規定を示すだけである。また、条例第7条第3号については、ア又はイのどちら

に該当するのかさえ示されていないため、不開示とする具体的かつ明確な理由の提示がなされたとは認められない。

以上のことから、本件処分は、開示請求者である審査請求人にとっては、どのような理由によって請求拒否の決定がなされたのかを了知できず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、条例第11条第2項の要求する理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件処分は、条例第11条第2項に違反するものであり、取り消されるべきである。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 付言

(1) 情報提供施策の推進

熊本市においては、条例第24条で市民からの開示請求によらない自主的な情報提供についても推進している。前述のとおり、公共工事に関する工事成績評価書については、公表に際しての必要な手立てを講じた上で、閲覧による公表を行っている現状であり、公共工事に伴う業務委託についても、今後、評価を適切に行うための手立てを講じつつ、情報提供の推進が図られることを期待したい。

(2) 実施機関が作成した文書の性質

今回の本件処分の妥当性を判断するに当たり、本件文書を確認したところ、当該部署の課長など複数名の職員が内容を確認した上で押印しており、組織的に適正な手続のもと作成されていたものであった。これは、条例第2条第2号に定める「文書等」に当たり、当然開示請求の対象となるものである。

実施機関は、弁明書において、本件文書が「客観的な情報とは言い難い」ことを理由に本件処分を行ったと述べる。しかしながら、上記で述べるとおり、開示請求の対象となる「文書等」について、組織的に適正な手続のもと作成されているにもかかわらず、実施機関自ら「客観的な情報とは言い難い」と述べることは、実施機関の事務事業が適正に遂行されているのか疑念を抱かせるおそれがあり、当該表現を用いることは好ましくないことを申し添える。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和３年（２０２１年） ３月１０日	熊本市長から諮問（令和３年（２０２１年）３月 １０日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和３年（２０２１年） ４月１６日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ５月７日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ６月１１日	諮問の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ７月２日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ８月６日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） ９月３日	答申案の審議を行った。
令和３年（２０２１年） １０月１日	答申案の審議を行った。

情個審答申第 4 号
令和3年（2021年）11月12日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について（通知）

令和3年（2021年）10月7日付け感対発第787号で依頼のあった予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を下記のとおり通知します。

記

審議結果

区 分	業 務 の 名 称	担 当 課
特定個人情報保護評価書の第三者点検	予防接種に関する事務	健康福祉局保健衛生部感染症対策課
意見の内容		
特定個人情報ファイルを取り扱う予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書について、当専門部会として了承します。		
評価書の記載に関する附帯意見として、次の事項について記載することを求めます。		
1. 「特定個人情報ファイルの概要」の項目の委託事項4については、委託先が未定となっているため、委託先を記載すること。		
2. 「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の項目において、単に「システム」と記載した部分については、予防接種に関する事務において使用するシステムが複数あることから措置するシステムの名称を具体的に記載すること。		
3. 「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の項目において、熊本市が講ずるリスク対策と国が講じるリスク対策を明確に区分して記載すること。		
4. ワクチン接種記録システムを利用する端末のリスク対策について、熊本市が講ずる端末管理や外部接続等の措置をできる限り具体的に記載すること。		
5. 「従業者に対する教育・啓発」の項目における情報セキュリティに関する教育その他の研修については、実施回数のほか、研修方法をできる限り具体的に記載すること。		
なお、データが二重で管理されている項目については、システム間の連携を図るなど、作業手順を可能な限り簡略化できるよう、今後検討していただきたい。		

情 個 審 答 申 第 5 号
令和4年（2022年）1月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）11月26日付け緑推発第122号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

水前寺江津湖公園への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和 3 年度（2021 年度）運用状況報告書

発行 令和 5 年 1 月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課
情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号